平成２９年（フ）第１３４７号
札幌市白石区栄通８丁目１番28号　コーポわかまつ203号
債務者　土田　昌昭
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７０号
岩手県奥州市水沢区東上野町６番５号
債務者　伊藤　　恵
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１３３号
群馬県高崎市宿大類町350番地
債務者　田中　祥太
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第３４９号
埼玉県坂戸市泉町２丁目16番地８　フローレス富士見208号室
債務者　沼田　榮子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３５０号
埼玉県坂戸市泉町２丁目16番地８　フローレス富士見208号室
債務者　沼田　直子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２０６号
愛知県豊田市清水町１丁目29番地３　豊福第一マンション202号
債務者　清水　順子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
京都府京丹後市大宮町口大野203番地
債務者　安達　政晴
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第１７８０号
大阪府東大阪市西堤西３番19―402号
債務者　佐治　慧児
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５７４号
大阪市旭区今市２丁目９番22号　ル・ベール花の館千林　402号
債務者　大山奈津子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６５０号
大阪府東大阪市玉串町西３丁目１番５―1003号
債務者　札谷　年代（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６７３号
大阪市阿倍野区美章園２丁目６番24―202号
債務者　川村　正俊
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６７４号
大阪市北区中津１丁目11番18号
債務者　桐野守こと　李　　大守
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９４３号
大阪市住吉区我孫子西２丁目７番25号サングリーン306号、前住所大阪市住吉区庭井２丁目８番35号ハイムセイコー401号
債務者　スナック雅こと鳥井みさ子こと　鳥井みさこ
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９９４号
大阪府豊中市新千里南町１丁目１番54―713号
債務者　久保　雅人
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０３２号
大阪府枚方市星丘１丁目20番10―205号
債務者　碇　　弘子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０９２号
大阪府東大阪市岩田町６丁目３番19号
債務者　橋本　吉江
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８号
福岡県大牟田市大字歴木1807番地117　平野山ヒルズ　101号
債務者　熊川　敦子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第４４号
福岡県大牟田市龍湖瀬町８番地116
債務者　樋口　朋廣
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
福岡地方裁判所大牟田支部